



決済のご案内

物件名 :
決済日時 6月24日(金) 10時30分より 銀行 支店にて

売買代金 2, 000, 000円
固都税清算金 24, 944円
登記費用 172, 280円
合計 2, 197, 224円…①

① の内訳

1, 987, 744円 現金（相続財産管理人受領）
37, 200円 現金（売主司法書士費用）
172, 280円 現金（買主登記費用）

令和4年度年税額32, 400円×281／365=24, 944円
(令和4年6月24日～令和5年3月31日までの281日分)

当日必要な書類等

認印・南都銀行の通帳、銀行印・1000円の収入印紙

$$2197.224 \times \frac{1}{2} = 1098.112\text{円}$$

不動産売買契約書

売主亡： 売財産管理人： まと買主株式会社
と、別紙物
件目録記載の不動産（以下「本物件」という）について双方合意のうえ、下記条項の通り売買契約を
締結した。

（売買の成立）

第1条 売主は本物件を買主に売り渡し、買主はこれを買い受けた。

（売買代金）

第2条 本物件の売買代金は金2, 000, 000円とする。

（売買代金の支払いおよび引渡し）

第3条 買主は令和4年6月24日、売買代金2, 000, 000円を売主に支払い、売主はこれと
引換えに、買主へ本物件の所有権移転登記等に必要な一切の書類を交付し、売主が保有する本
物件の鍵のみを買主に引渡す。

（所有権移転等）

第4条 本物件の所有権は、買主が売買代金全額を支払い、売主がこれを受領したときに売主から買
主に移転する。

2 売主は本物件を現状有姿のまま買主に引渡すものとし、その種類、構造、床面積等が別紙物
件目録記載の表示と相違しても、売主および買主は売買代金の増減等の異議を一切申し述べ
ないものとする。

3 本物件内に残置された動産については、その所有権は本物件の所有権移転と同時に売主から
買主に移転するものとし、売主はその撤去義務を負わず、その処分については買主の負担とする。

（契約不適合責任免責）

第5条 売主は、買主に対し、本物件（地中埋設物、地質、地盤、土壤汚染、地下水汚染、建物およ
び給排水設備、消防設備、付帯設備、擁壁等の構造物全てを含むがこれらに限らない）の種類・
品質に関する一切の契約不適合責任を負わないものとする。従って、万一、土壤汚染対策法及
び関係諸法令に基づく基準を超える汚染が発見された場合や、アスベストが使用されている
場合においても、買主は売主に対し異議申立て、修補請求、本契約の無効、解除、売買代金の
減額請求または損害賠償請求等を行わないものとする。

（売買対象面積）

第6条 本物件の面積は登記事項証明書記載の面積とし、これが実測面積と相違しても売主および
買主は売買代金の増減等の異議を一切申し述べないものとする。

（境界の非明示）